

(公社) 福井県労働基準協会 会長 殿

福井労働局雇用環境・均等室長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の改正
及び助成金制度の創設について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日付けで男女雇用機会均等法の母性健康管理措置に関する指針（「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき指針」）が一部改正され、**事業主が講ずべき措置に新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに追加されています。**

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受け、その旨を事業主に申し出た場合、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

さらに、今般、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する**新たな助成制度(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金)**が創設されました(令和元年6月15日より受付開始)。

つきましては、下記により資料等をお送りいたしますので、貴団体会員への周知に御協力を賜りますようお願いいたします。

また、別紙原稿例を作成しましたので、広報誌への掲載に御配慮いただきますよう御協力をお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について
- 2 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金をご利用ください。

(※資料は厚生労働省ホームページからダウンロードが可能です)

- 3 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の改正及び助成金制度の創設について (原稿例)

<お問い合わせ先>

福井労働局雇用環境・均等室

TEL 0776-22-3947(指導係：三浦)

受付
26.22

【文 例】

**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の改正
及び助成金制度の創設について**

男女雇用機会均等法の母性健康管理措置に関する指針が一部改正され、事業主が講ずべき措置に新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに追加されています(令和2年5月7日～令和3年1月31日まで)。

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から休業等の指導を受け、その旨の申出がなされた場合、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

さらに今回、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成金制度(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金)が創設されましたので是非ご利用ください(令和2年6月15日より受付開始)。

●事業所単位ごとの申請(1事業所当たり20人まで)

●対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満:25万円

以降20日ごとに15万円加算(上限額:100万円)

■お問合せ先 福井労働局雇用環境・均等室 TEL 0776-22-3947

(助成金支給申請先は TEL 0776-22-0221)